

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0808)

本審議会 第449回

令和4年8月30日 公開

開催日時	令和4年8月30日(火)	9時00分～9時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名での合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただいまから、第449回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

成金の拡充、社会保険料の減免の実施など、中小企業支援策の抜本的強化、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるように法整備を行うことを求めるといふ旨でございます。

その他の資料2から5につきましても、すべて最低賃金の改正決定に対する異議でございます。なお、資料6にありますように、最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と実効ある中小企業支援策を求める要請書とした署名の追加提出もございましたので、ご報告いたします。

以上、5件の異議の申出がございましたので、本日、加藤労働局長から諮問をさせていただきます。

【局長より会長へ諮問文手交】

会長

ただいま、加藤局長から諮問をお受けいたしました。
これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。加藤局長から、異議申出について、群馬地方最低賃金審議会の意見を求める諮問をさせていただきましたので、その諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。

【各委員に諮問文（写）を配付】

事務局

それでは、お配りしました諮問文を読み上げさせていただきます。

【諮問文 朗読】

事務局

以上でございます。

会長

はい。それでは、異議申出につきまして、審議に入ります。
まずは、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。

労働者委員

はい。労側■■■■でございます。よろしくお願ひいたします。
今年度の審議会は、中央では現下の物価高騰を考慮した上で、Cランクの群馬県は30円の目安が示されまして、論議が始まりました。

私ども労側委員としましては、誰もが安心して働き暮らせるよう、あくまで生活できる水準への通過点に過ぎないとされていま

す全国平均 1,000 円到達に向けまして、まず全国加重平均の 930 円、これを目指すという要求をさせていただきました。それに対しまして、使側委員の先生からは、小規模事業所の経営の厳しさから地賃は据え置きたいというところではありますが、物価上昇を考えるとゼロというわけにもいかないという回答でありましたが、お互いの提示額に乖離があったという状況でございました。

労側としましては、若者の人材流出が深刻な課題と捉えておりますので、近隣県との格差是正に拘りを持ちまして、少しでも額差の解消ができるよう審議を進めてきましたが、結果としましては、過去最高額の引上げ額に対しまして、労使双方で歩み寄り、またこれまでの労使関係を鑑みまして、中央で示された目安「30 円」での結審となりました。

近隣県との格差是正に至らなかったということは、大変残念に思っておりますが、一方、論議を尽くして、先ほど申しましたように、過去最高額で結審できたということについては評価できると思っておりますので、今回の結果に対しまして、真摯に受け止めていきたいというように考えております。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

使用者側の委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。私使用者側■■■■から。

今、労側の委員から詳細なご説明がございましたので、使用者側としましても、労側の委員のご説明のとおり、同意見でございます。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

その他の労使の委員の先生方、ご意見ございませんでしょうか。

【特になし】

会長

はい。ただいま労使双方からご意見をお伺いしましたが、公益委員の先生方、いかがでしょうか。

【特になし】

会長

はい。それでは、これまでの経過も含めて、整理させていただきます。

	<p>たいと思います。</p> <p>今年の中央最低賃金審議会では、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、目安小委員会において真摯な議論が行われたところですが、金額に関して意見の一致をみるに至らなかったことから公益委員見解が示され、群馬県が含まれるCランクは、引上げ額の目安が「30円」とされたところです。</p> <p>当審議会におきましても、群馬県の地域別最低賃金改正額について、労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払能力等の面で真摯な議論が行われ、その結果、引上げ額につきまして労使で合意がなされ、全会一致で引上げ額を「30円」とする結論に至ったところです。</p> <p>今回の異議申出に対しまして、労使双方のご意見は、「真摯に議論を行い、お互いの立場を尊重して決定したものである」ということであり、この答申どおりでよい」というものと理解させていただきます。</p> <p>従いまして、結論といたしますと、異議申出の諮問につきまして、「再審議は行わず、令和4年8月12日付けの答申どおり決定することが適当である。」とすることよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>ご異議ございませんでしたので、異議申出につきましては、「答申どおり決定することが適当である」という結論となりました。</p> <p>よって、その旨の答申をいたしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局は準備をお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、答申文（案）を用意いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい。それでは、暫時、休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p>
会長	<p>それでは、再開させていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）を配付】</p>
事務局	<p>お待たせいたしました。それでは、お配りいたしました答申文の</p>

(案) を読み上げさせていただきます。

【答申文(案)朗読】

事務局

答申文の(案)は、以上でございます。

会長

はい。それではお諮りいたします。
答申文は、この内容でよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

はい。ありがとうございます。
異議はないとのことですので、このとおり答申させていただきます。

【会長より局長へ答申文手交】

事務局

はい。答申文の(写)をお配りしたいと思います。

【答申文(写)を各委員に配付】

会長

はい。答申が済みしましたので、今後の手続等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。2点ご説明をいたします。

1点目でございます。ただいま、答申をいただきましたので、令和4年度の改定後の群馬県最低賃金は「時間額 895 円」として、本日官報公示の手続をとります。

手続きの事務が順調に進んだ場合、官報掲載日は最短で9月8日となります。

法定効力発生日は官報掲載日の30日後の10月8日となりますが、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

2点目でございます。最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますので、群馬県最低賃金専門部会の廃止の議決をお願いいたします。

<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございましたが、1点目は、今後、官報公示の手続を行うということでございます。効力の発生日は、最短で10月8日ですが、ずれ込む場合もあるということですので、ご了承をお願いしたいとこのことでございます。</p> <p>2点目は、群馬県最低賃金専門部会の廃止についてでございます。専門部会の任務は、本日で終了となりますので、専門部会を廃止することとしてよろしいですか、ということです。</p> <p>以上2点について、このとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。異議なしとのことですので、そのようにさせていただきます。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。委員の先生方で、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>これで、本日の議題はすべて終了いたしましたので、第449回最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度の群馬県最低賃金の改正決定に係る審議を終了いたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>